

生駒市規則第 1 2 号

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 9 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

生駒市消防本部の組織に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条（見出しを含む。）中「消防部長」を「本部次長」に改める。

第 1 0 条（見出しを含む。）中「参事」を「次長」に改める。

第 1 6 条中「消防部長」を「本部次長」に、「参事」を「次長」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「消防部長」を「本部次長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正）

2 生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年 1 0 月生駒市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「消防部長」を「本部次長」に改める。